

平成24年度第2回広島県動物愛護管理推進協議会出席者名簿

出席者(12名)

区 分	所 属	役 職 名	氏 名
学識経験者	県立広島大学保健福祉学部	教授	田丸 政男 (座長)
	帝京科学大学生命環境学部	教授	福本 幸夫 (副座長)
獣医師会	社団法人広島県獣医師会	常務理事	寺川 康彦
関係業界団体	広島県ペットショップ連合会	会長	沖本 秀和 (代理出席者) 副会長 森下 敬典
動物愛護団体	公益社団法人日本愛玩動物協会 広島県支部	支部長	西原 春美
研究機関	広島県立総合技術研究所 保健環境センター	センター長	伊藤 俊
地域住民	財団法人広島県環境保健協会	常務理事	岡本 利貴
関係行政機関	広島県健康福祉局 食品生活衛生課	課長	荒川 勇 (代理出席者) 食品衛生担当監 海嶋 照美
	広島県動物愛護センター	所長	松本 修
	広島市動物管理センター	所長	佐伯 幸三 (代理出席者) 専門員 中尾 芳浩
	呉市動物愛護センター	所長	菅原 榮治
	福山市動物愛護センター	所長	佐藤 隆司

(敬称略)

資料 1

1 関係行政機関及び推進協議会における平成25年度取組み方針について

(1) 関係行政機関取組み方針

《広島県》

- 1 所有者明示（個体識別）措置の推進
 - 犬・猫についての所有者明示措置の実施状況を調査する。
 - 所有者明示の重要性について普及啓発を図る。
- 2 人と動物の共通感染症に関する調査研究の実施
 - 犬におけるツツガムシ病の浸潤状況調査を行う。
 - 調査結果を踏まえて感染予防等について普及啓発を図る。
- 3 動物愛護管理法の一部改正について円滑な周知及び運用
 - 一部改正された動物愛護管理法について、動物取扱業者等に対して周知を行い、適正な運用を実施する。

《広島市》

- 1 動物愛護事業の推進
 - 管理から愛護への取り組み強化
 - ・譲渡の推進（収容動物の保全）
 - ・各種教室の開催（しつけ、愛護、ふれあい、飼い方等）
- 2 関係業界、団体との連携強化
 - 動物愛護推進員をはじめ、団体・個人との連携強化を図り事業を展開
- 3 危機管理対策の推進
 - 災害対策等、具体的な防災計画の検討の実施

《呉市》

- 1 動物愛護推進員の活動支援
- 2 ホームページや新聞掲載の活用による譲渡推進
- 3 不妊去勢の推進

《福山市》

- 1 法改正に伴うホームページの全面リニューアル
- 2 定時定点廃止に向けての取組み（引取り有料化を含む）
- 3 犬猫譲渡要件の緩和（福山市動物愛護センター犬・ねこの譲渡要綱改正）

（２）推進協議会取組方針（案）

- 1 不妊・去勢の普及啓発の徹底
 - 引取り頭数を削減するため、リーフレットの配布、ホームページへの掲載等により引き続き不妊・去勢の普及啓発の徹底を図る。
- 2 譲渡事業の推進
 - 処分頭数を減少させるため、ホームページの活用や関係団体との連携強化等により、譲渡先の確保に努める。
- 3 所有者明示措置の啓発
 - 関係団体の協力等を得ながら所有者明示措置の普及啓発を図る。
- 4 動物愛護管理法改正に係る周知の徹底
 - 改正動物愛護管理法について、ホームページへの掲載を行うとともに、各センター、協議会構成団体及び動物愛護推進員等により周知の徹底を図る。

3 動物愛護管理法改正に係る対応について（案）

（多頭飼育に係る届出制度の導入）

（1）概要

平成24年9月5日に動物愛護管理法の一部を改正する法律が公布され、法第9条において、条例で定めるところにより、多数の動物の飼養及び保管に係る届出をさせる措置を講ずることができることとなった。

県内における多頭飼育の状況、他自治体の状況及び他法令との関連性から検討した結果、当県では多頭飼育の届出制度を導入しない。

（2）届出制度を導入しない理由

- ① 本県では、動物愛護（管理）センターは、近隣住民や市町役場からの情報に基づいて適正飼養の指導を行っており、既に多頭飼育者の状況を把握している。
- ② 各動物愛護（管理）センターが確認したところ、犬及び猫（生後91日以上）を10頭以上飼育している者は、県内で28件であり、既に多頭飼育の届出制度を導入している自治体と比較しても少ない。
- ③ 化製場に関する法律において、動物の多頭飼養施設は許可制となっており、条例によって届出制度を導入することは二重規制となる。
- ④ 今回の法改正により、法第25条において、多数の動物の飼養又は保管に起因した周辺的生活環境が損なわれたり、動物が虐待を受けるおそれがあると認められた場合に必要な措置命令に違反した場合の罰則（50万円以下罰金）が新たに規定されたため、届出制度による規制は必要ない。

愛も1匹のやさしいふ

その1 (迷い込んだ子猫)



その2 (おじいちゃんの犬)



(環境省作成パンフレットから引用)

生まれてくる犬や猫に罪はありません。
不幸な犬・猫をなくすためにも、不妊去勢手術をしましょう。

問い合わせ先

広島県動物愛護センター(広島市, 呉市, 福山市を除く県内全域)	TEL 0848-86-6511
広島市動物管理センター(広島市内)	TEL 082-243-6058
呉市動物愛護センター(呉市内)	TEL 0823-70-3711
福山市動物愛護センター(福山市内)	TEL 084-970-1201

広島県動物愛護管理推進協議会